

(見本)

〇〇〇〇会会則

(名称)

第1条 この会は〇〇〇〇会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅におく。

(目的)

第2条 本会は、〇〇の学習活動を通じて、会員の知識の向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 学習会
- (2) レクリエーション及び親睦会
- (3) 行政機関等が行う研修会及び講習会への参加
- (4) その他、本会の目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 本会は原則として、生駒市民又は、生駒市に通勤・通学する者で構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 〇名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名

役員について
・会長 1名
・副会長 1名以上
・会計 1名以上
他にも監査等の役員をおいていてもよい

2 役員任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員任務)

第6条 本会の役員任務を次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務の総理をする。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 会計は、本会の会計事務をつかさどる。

(総会)

第7条 本会の総会は年1回とし、会長が招集する。

2 総会は会員の〇分の〇以上の出席がなければ開会することができない。

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(経費)

第8条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第9条 本会の会費は、一人月額〇〇〇円とする。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第11条 本会の会則は、総会の議決がなければ改正することができない。

附 則

この会則は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。